

令和2年6月1日

地域の皆様へ

危機対策本部長
愛媛大学長 大橋 裕一

緊急事態宣言に伴う本学の対応について（第3報）

本学においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、様々な取組を行っているところですが、愛媛県の緊急事態宣言が解除されたこと、また、愛媛県内の小中高の授業も再開されたこと等から、6月1日（月）から当面の間、規制を緩和することとし、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

引き続き、感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

- 1 遠隔授業を原則としながら、一部の実験・実習・演習等において、感染防御対策を徹底した上で対面型授業も実施する。
- 2 感染防御対策が整ったことが確認された学生団体・サークル等から、課外活動を実施する。ただし、原則として、合宿、県内外への遠征等の活動は禁止する。
- 3 教職員は、感染防御対策を徹底しながら、業務を精査して行う。
- 4 学外者の業務に伴う入構については、感染防御対策を徹底し、短時間（30分程度）とする。
※事前に、訪問先に入構の許可をとっていただく。

※何とぞご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。